

柏崎市福祉保健部健康推進課 産休代替非常勤職員（保健師又は看護師）募集要項

令和7（2025）年12月
柏崎市福祉保健部健康推進課

次のとおり柏崎市福祉保健部健康推進課に勤務する産休代替非常勤職員を募集します。

1 募集期間

令和8（2026）年1月6日（火曜日）から令和8（2026）年1月30日（金曜日）午後5時15分まで（土曜日・日曜日・祝日を除きます）。

※応募状況により期間短縮・延長有

2 採用職種、採用予定数、職務内容、応募資格

名称・身分	採用予定数	職務・服務内容	応募資格
非常勤職員 (保健師又は 看護師)	1名	職務： (1) 市民の健康に関する保健 指導や相談業務等 (2) その他課内の事務補助 及び課長が必要と認める 業務 職務内容： 正規職員に準ずる	普通自動車免許を有し、保健師 又は看護師の資格を有する方 ※パソコンのワード・エクセル で表やグラフを使った文書作 成ができる人

3 任用期間、勤務時間、賃金等

(1) 勤務場所

柏崎市福祉保健部健康推進課地域保健係（柏崎市元気館：柏崎市栄町18番26号）

(2) 任用期間

令和8（2026）年3月1日から令和8（2026）年3月31日まで

（ただし、期間満了後、勤務成績が良好であり、かつ業務上必要がある場合は、再度任用される
ことがあります。）

(3) 勤務日

月曜日から金曜日まで（祝日・年末年始を除きます。）

(4) 勤務時間

午前9時から午後5時まで（休憩時間：正午から午後1時までの60分）

※時差出勤を命じる場合があります。

(5) 報酬

月額218,200円

・報酬は、勤務した翌月の21日（その日が土曜日・日曜日・祝日の場合は、直前の平日）に支
給します。

・勤務時間外に勤務した場合は、時間外割増報酬を支給します。

・欠勤した場合は、勤務日数に応じ欠勤分を差し引いて支給します。

(6) 期末手当、勤勉手当

任用期間から対象となりません。

(7) 通勤に係る費用弁償

通勤距離が片道2km以上で、自動車又は自転車で通勤する場合に、通勤に係る費用弁償を支給し
ます。

・支給額は通勤距離により異なり、2km以上4km未満の場合は2,900円、4km以上6km未満
の場合は4,000円など、距離に応じて増加します。

・元気館駐車場を利用する場合は、柏崎市職員用駐車場利用規定により、月額1,500円徴収
します。

(8) 休暇

年次有給休暇は、任用開始時に 1 日付与されます。

(9) 社会保険

健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入します。

(10) 禁止事項

非常勤職員は、常勤職員と同様、次のような行為は禁止されています。

- ・職員として信用を傷つけ、または不名誉な行為をすること
- ・職務上知り得た秘密を漏らすこと
- ・政治的団体に関与して一定の行為をすること
- ・許可なく公務以外の営利を目的とする事業を営むこと
- ・許可なく報酬を得て何らかの事業または事務に携わること 等

4 応募方法

履歴書（柏崎市指定のもの）に必要事項を記入し、資格証（写し）とハローワークの紹介状とともに、持参または郵送で柏崎市福祉保健部健康推進課地域保健係（柏崎市元気館内）に提出してください（郵送の場合必着）。

※応募書類に不備があるもの、募集期間を過ぎたものは、受け付けできません。

※応募書類はお返しできません。

5 試験日時

応募書類受け付け後、電話で連絡いたします。

6 試験会場

柏崎市元気館（栄町18番26号）

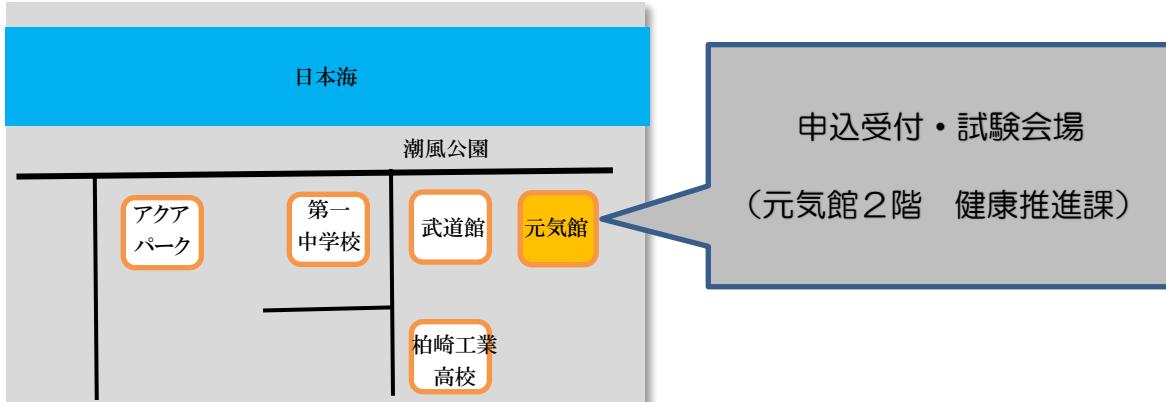
7 選考方法

- ・面接試験（1人15分程度）
- ・選考結果は、面接日から10日以内に郵送でお知らせします。

8 その他

前項までの内容は変更されることがあります。その他任用に関することは、新潟県柏崎市臨時職員等に関する規則（平成13年2月13日規則第2号）に定めるところによります。

9 申込受付及び試験会場



募集について不明な点は、以下にお問い合わせください。

柏崎市福祉保健部 健康推進課地域保健係（担当：中村・金子）

〒945-0061 柏崎市栄町18番26号

電話：0257（20）4214 FAX：0257（22）1077